別紙様式－1

工事関係電子書類一覧表（作成書類の役割分担・位置付け）

※必要に応じ、項目を追加し、作成書類の役割分担を明確化すること

※本様式もASP（情報共有システム）で電子で管理すること　　▼不要

工事関係書類							工事関係書類の標準様式（案）（様式No）	作成書類役割分担		発注者作成書類の位置づけ		受注者作成書類の位置付け						工事書類作成媒体の事前協議		備考
作成時期	種別			No.	書類名称	書類作成の根拠		発注者	受注者	指示	通知	提出			提示	監督職員へ連絡	監督職員へ納品	電子☆	紙◎	
										受注者	受注者	監督職員	契約担当課	発注担当課	受注者保管					
工事着手前	作成書類の役割分担	設計審査会で確認		1	【事例】 工事のお知らせ（自治会、住民等への周知）	共通仕様書1-1-1-36-7	－		○						○					令和○年○月○日設計審査会で確認
				2	【事例】 関係機関（○○○）協議結果に基づく届出	共通仕様書1-1-1-36-2	－		○						○					令和○年○月○日設計審査会で確認
				3	【事例】 土壌汚染対策法第4条1項に基づく届出	土壌汚染対策法第4条1項	－	○			○									土地の形質の変更に着手する日の30日前までに届け出
				4	【事例 概算概略発注等のため関係機関協議が実施中、未了の場合】 関係機関（○○○）との設計・施工協議	河川法、道路法、道路交通法等の個別法	－	○			○									令和○年○月○日設計審査会で確認
				5	【事例 概算概略発注のため関係機関協議が実施中、未了の場合】 占用物件（○○○）の移設の調整、監督処分	河川法、道路法	－	○			○									令和○年○月○日設計審査会で確認
				6	【事例】 設計図書、条件明示と現地の不整合による協議資料	共通仕様書1-1-1-3-2	－		○			○								令和○年○月○日設計審査会で確認
				7	【事例】 設計図書、条件明示と現地の不整合による設計図修正（構造計算の伴うものや大幅な修正）	共通仕様書1-1-1-15	－	○		○										令和○年○月○日設計審査会で確認 個別の図面修正等について受発注者間で協議し役割分担を決定。 （受注者が実施する場合は、設計費用を発注者が負担する）
	契約図書	契約書		8	工事請負契約書	―	―	○												
		設計図書		9	共通仕様書	―	―	○												
				10	特記仕様書	―	―	○												
				11	発注図面	―	―	○												
				12	現場説明書	―	―	○												
				13	質問回答書	―	―	○												
				14	工事数量総括表	―	―	○												
	契約関係書類			15	現場代理人等通知書	工事請負契約書第10条1項	様式－1		○				○							
				16	請負代金内訳書	工事請負契約書第3条1項 共通仕様書3-1-1-1	様式－2		○				○							契約書を作成する全ての工事
				17	工事工程表	工事請負契約書第3条1項	様式－3		○				○							
				18	掛金収納書（電子申請方式）	現説時指導事項（R3.3.31付国会公契第71号） 共通仕様書1-1-1-41-6	様式－4		○				○							電子申請を使用しない場合は、「掛金収納書提出用台紙」に掛金収納書を張り付けたうえ、提出する。なお、スキャン、撮影によるデータ化も可とする。
				19	建退共証紙受払簿	現説時指導事項（R3.3.31付国会公契第71号）	－		○						○					
				20	工事別共済証紙受払簿	現説時指導事項（R3.3.31付国会公契第71号）	－		○						○					
				21	掛金充当実績総括表	現説時指導事項（R3.3.31付国会公契第71号）	－		○						○					
				22	被共済者就労状況報告書	現説時指導事項（R3.3.31付国会公契第71号）	－		○						○					
				23	掛金充当書	現説時指導事項（R3.3.31付国会公契第71号）	－		○						○					
				24	請求書（前払金）	工事請負契約書第34条1項	様式－5		○				○							
				25	VE提案書（契約後VE時）	特記仕様書	様式－6		○					○						契約締結後にVE提案を行う場合に提出する。
	その他			26	品質証明員通知書	共通仕様書3-1-1-6-5	様式－7		○			○								契約図書で規定された場合に提出する。
				27	再生資源利用計画書 －建設資材搬入工事用－	共通仕様書1-1-1-19-4	－		○			○								該当する建設資材を搬入する予定がある場合、建設副産物情報交換システムにより作成し、施工計画書へ含めて提出する。
				28	再生資源利用促進計画書 －建設副産物搬出工事用－	共通仕様書1-1-1-19-5	－		○			○								該当する建設副産物を搬出する予定がある場合、建設副産物情報交換システムにより作成し、施工計画書へ含めて提出する。
				29	建設発生土搬出調書	特記仕様書	－		○			○								
				30	建設発生土搬出のお知らせ	特記仕様書	－		○			○								
	工事書類	1施工計画	①施工計画	31	施工計画書	共通仕様書1-1-1-4-1	－		○			○								工事着手前又は施工方法が確定した時期に監督職員に提出 重要な変更が生じた場合（工期や数量等の軽微な変更以外）には、その都度当該工事に着手する前に、変更施工計画書を監督職員に提出する。
				32	ISO9001品質計画書	特記仕様書	－		○			○								
				33	設計図書の照査確認資料 （契約書16条に該当する事実があった場合）	共通仕様書1-1-1-3-2	－		○			○								
				34	工事測量成果表（仮BM及び多角点の設置）	共通仕様書1-1-1-38-1	－		○			○								
				35	工事測量結果（設計図書との照合） （設計図書と差異有り）		－		○			○								設計図書と差異があった場合にのみ監督職員に提出する。
		2施工体制	②施工体制	36	施工体制台帳	共通仕様書1-1-1-10-1	－		○			○								・「『施工体制台帳に係る書類の提出について』の一部改正について」（令和3年3月5日付け国官技第319号、国営整第16号）に基づき作成する。 ・建設業及び一次下請人の営繕業以外は不要
				37	施工体系図	共通仕様書1-1-1-10-2	－		○			○								
				38	作業員名簿	共通仕様書1-1-1-10-1	－		○			○								
施工中		3施工状況	③施工管理	39	工事打合せ簿（指示）	共通仕様書1-1-1-2-15	様式－9	○												
				40	工事打合せ簿（協議）	共通仕様書1-1-1-2-17	様式－9		○			○								協議の根拠となる一般的な諸基準類のコピーは添付不要。
				41	工事打合せ簿（承諾）	共通仕様書1-1-1-2-16	様式－9		○			○								
				42	工事打合せ簿（提出）	共通仕様書1-1-1-2-18	様式－9		○			○								
				43	工事打合せ簿（報告）	共通仕様書1-1-1-2-20	様式－9		○			○								
				44	工事打合せ簿（通知）	共通仕様書1-1-1-2-21	様式－9		○			○								
				45	材料確認書	共通仕様書2-1-2-4	様式－10		○			○								設計図書に記載しているもの以外は材料確認願の提出は不要
				46	材料納入伝票	共通仕様書2-1-2-1	－		○						○					設計図書で指定した材料や監督職員から請求があった場合は提出する。

別紙様式－1

工事関係電子書類一覧表（作成書類の役割分担・位置付け）

※必要に応じ、項目を追加し、作成書類の役割分担を明確化すること

※本様式もASP（情報共有システム）で電子で管理すること　　▼不要

工事関係書類						工事関係書類の標準様式（案）（様式No）	作成書類役割分担		発注者作成書類の位置づけ		受注者作成書類の位置付け							工事書類作成媒体の事前協議		備考
									指示	通知	提出			提示						
作成時期	種別			No.	書類名称	書類作成の根拠	発注者	受注者	受注者	受注者	監督職員	契約担当課	発注担当課	受注者保管	監督職員へ連絡	監督職員へ納品		電子☆	紙◎	
施工中	工事書類	3施工状況	③施工管理	47	段階確認書	共通仕様書3-1-1-4-6	様式－11		○		○									・契約図書で規定された場合のみ対象 ・段階確認書に添付する資料は新たに作成する必要なし。 ・監督職員又は現場技術員が臨場した場合の状況写真等は不要。 ・監督職員又は現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略できる。
				48	確認・立会依頼書	共通仕様書3-1-1-4-1	様式－12		○		○									・確認・立会依頼書添付する資料を新たに作成する必要はない。 ・監督職員又は現場技術員が臨場した場合の状況写真等は不要。 ・監督職員又は現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略できる。
				49	休日・夜間作業届	共通仕様書1-1-1-37-2	－		○						○					ASP、電子メールなどにより連絡する。 ただし、現道上の工事については「提出」とする。
			④安全管理	50	安全教育訓練実施資料	共通仕様書1-1-1-27-13	－		○					○						監督職員へ実施内容の提示のみで提出不要。
				51	工事事故速報	共通仕様書1-1-1-30	様式－13		○		○				○					事故が発生した場合、直ちに連絡するとともに、事故の概要を書面により送やかに報告する。
				52	工事事故報告書	共通仕様書1-1-1-30	－		○		○									事故報告書はSAS（建設工事事故データベースシステム）により作成して提出するほか、監督職員から請求があった資料を提出する。
			⑤工程管理	53	工事履行報告書	工事請負契約書第11条 共通仕様書1-1-1-25	様式－14		○		○									工程の進捗状況を把握するため、実施工程表の提示を求めることがある。根拠資料の添付不要。
			⑥品質管理	54	品質規格証明資料	共通仕様書2-1-2-1	－		○		○									指定材料のみ提出（設計図書で指定した材料を含む）。
	契約関係書類	中間前払金		55	認定請求書	工事請負契約書第35条4項	様式－15		○			○								
				56	請求書（中間前払金）	工事請負契約書第35条3項	様式－5		○			○								
		完済部分検査		57	指定部分完成通知書	工事請負契約書第39条1項	様式－16		○			○								
				58	指定部分引渡書	工事請負契約書第39条1項	様式－17		○			○								
				59	請求書（指定部分完済払金）	工事請負契約書第39条1項	様式－5		○			○								
				60	出来高内訳書	工事請負契約書第38条2項 共通仕様書1-1-1-22-2	様式－18		○		○									
		既済部分検査		61	請負工事既済部分検査請求書	工事請負契約書第38条2項	様式－19		○			○								
				62	出来形報告書 （数量内訳書、出来形図）	共通仕様書3-1-1-7-2	－		○		○									中間技術検査時にも提出する。
				62	出来高内訳書	工事請負契約書第38条2項 共通仕様書1-1-1-22-2	様式－18		○		○									
				63	請求書（部分払金）	工事請負契約書第38条5項	様式－5		○			○								
		修補		64	修補完了届	工事請負契約書第32条1項 工事請負契約書第32条6項	様式－21		○			○								
		部分使用		65	部分使用承諾書	工事請負契約書第34条1項	様式－22		○			○								部分使用がある場合に提出する。
		工期延期		66	工期延期願	工事請負契約書第18条～22条	様式－23		○			○								工期延期が発生する場合に提出する。
		支給品	支給品	67	支給品受領書	工事請負契約書第15条3項	様式－24		○		○									支給品を受領した場合に提出する。
				68	支給品精算書	共通仕様書1-1-1-17-3	様式－25		○		○									支給品がある場合に提出する。
			建設機械	69	建設機械使用実績報告書	共通仕様書1-1-1-17-5	様式－26		○		○									建設機械の貸与がある場合に提出する。
				70	建設機械借用・返納書	工事請負契約書第15条3項	様式－27		○		○									建設機械の貸与がある場合に提出する。
		現場発生品		71	現場発生品調書	共通仕様書1-1-1-18	様式－28		○		○									現場発生品がある場合に提出する。
		その他		72	出来形報告書 （数量内訳書、出来形図）	共通仕様書3-1-1-7	－		○		○									既済部分検査等の際に提出する。
				73	産業廃棄物管理表（マニフェスト）	共通仕様書1-1-1-19-2	－		○					○						・産業廃棄物がある場合に監督職員へ提示すればよく、コピーの提出不要。
				74	建設発生土搬出調書	特記仕様書	－		○				○							
				75	建設発生土搬出のお知らせ	特記仕様書	－		○				○							
				76	新技術活用関係資料	特記仕様書	－		○				○							新技術情報提供システム（NETIS）に登録されている技術を活用して工事施工する場合に提出する。
工事完成時	契約関係書類			77	完成通知書	工事請負契約書第32条1項	様式－29		○			○								
				78	引渡書	工事請負契約書第32条4項	様式－30		○			○								
				79	請求書（完成代金）	工事請負契約書第33条1項	様式－5		○			○								
	工事書類			80	出来形管理図表	共通仕様書1-1-1-24-8	様式－31		○		○									・施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 ・出来形の測定位置が分かるように略図を記載する。 ・測定結果総括表、測定結果一覧表、出来形管理図（工程能力図）、度数表（ヒストグラム）については、出来形管理図表にて代用可能なため提出不要。
				81	品質管理図表	共通仕様書1-1-1-24-8	様式－32		○		○									・施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 ・品質の測定位置が分かるように略図を記載する。 ・測定結果総括表、測定結果一覧表、品質管理図（工程能力図）、度数表（ヒストグラム）については、品質管理図表にて代用可能なため提出不要。
				82	品質証明書	特記仕様書	様式－33		○		○									・契約図書で規定された場合に提出する。 ・品質証明に関する添付書類は提出不要
				83	工事写真	共通仕様書1-1-1-24-8	－		○		○							☆		・工事写真の撮影にあたっては、写真管理基準（案）を適用する。 ・電子納品等運用ガイドライン（案）【土木工事編】に基づき提出する。 ・紙の工事写真帳の提出不要 ・不可視部分を含め、監督職員又は現場技術員が臨場して確認した箇所は、出来形管理写真等の撮影は省略 ・監督職員等が確認や立会っている状況写真等も不要。
				84	総合評価実施報告書	特記仕様書	－		○		○									総合評価落札方式を適用して契約した場合に提出する。
				85	創意工夫・社会性等に関する実施状況	特記仕様書 共通仕様書3-1-1-10	様式－34		○		○									自ら立案実施した創意工夫や地域社会への貢献として、特に評価できる項目を実施すれば提出できる。 1工事につき最大10項目までの提出とする。
	工事完成図書			86	工事完成図	共通仕様書1-1-1-20 共通仕様書3-1-1-7	－		○		○					○		☆		・電子納品等運用ガイドライン（案）【土木工事編】に基づき、原則、電子成果品で納品する。
				87	工事管理台帳	共通仕様書3-1-1-7	－		○		○					○		☆		・電子納品等運用ガイドライン（案）【土木工事編】に基づき、原則、電子成果品で納品する。
	その他			88	再生資源利用実施書 －建設資材搬入工事用－	共通仕様書1-1-1-19-6	－		○				○							該当する建設資材を搬入した場合、建設副産物情報交換システムにより作成して提出する。
				89	再生資源利用促進実施書 －建設副産物搬出工事用－	共通仕様書1-1-1-19-6	－		○				○							該当する建設副産物を搬出した場合、建設副産物情報交換システムにより作成して提出する。
工事完成後	その他			90	低入札価格調査 （間接工事費等諸経費動向調査票）	共通仕様書1-1-1-13-5-3	－	○	○				○							「低入札価格調査制度」の調査対象工事の場合に完成日から30日以内に提出する。

別紙様式－２

工　期　通　知　書

令和○○年○○月○○日

（分任）支出負担行為担当官
○○　○○　様

住所
商号又は名称
氏名　　印

次のとおり工期を定めたので通知します。

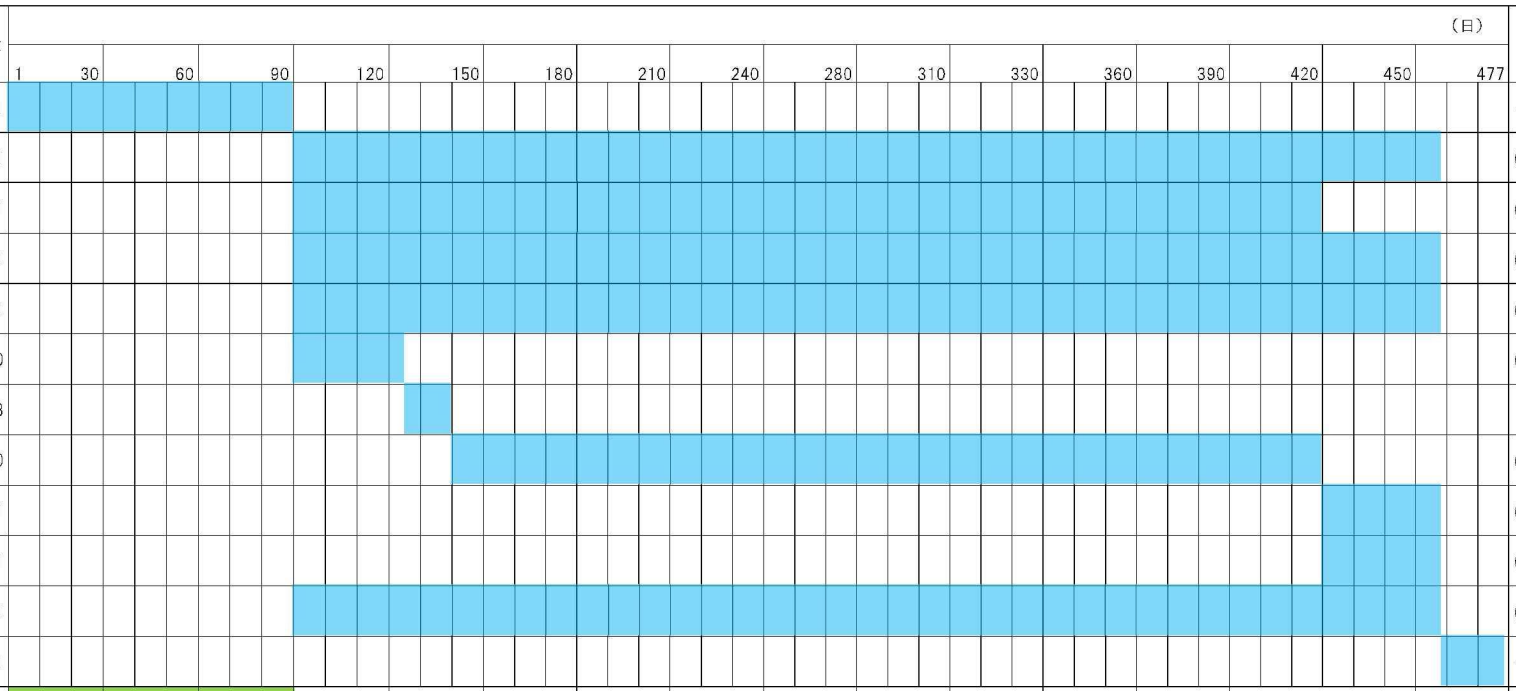
工　事　名	○○○○工事
工 事 場 所	○○県○○市○○
契約予定年月日	令和　　年　　月　　日
工 事 の 始 期	令和　　年　　月　　日
工　　期	工 事 の 始 期 か ら （○○○日間） 令和　　年　　月　　日 まで

※工事の締結までに提出すること。
※契約書には本通知書により通知した工期（工期の始期及び終期）を記載する。

別紙-2

概略工事工程表
工事名 ： R8国道138号山中湖電線共同溝工事

工　種		単位	数 量	備考
準備工		式	1	・電線共同溝工/90日間
舗装版撤去工		式	1	(1pt)
構造物撤去工		式	1	(1pt)
開削土工		式	1	(1pt)
仮設工		式	1	(1pt)
特殊部 プレキャストボックス工		個	10	(1pt)
特殊部(小型) プレキャストボックス工		個	3	
管路工(埋設管路)		m	370	(1pt)
排水構造物工		式	1	(1pt)
雑工		式	1	(1pt)
舗装復旧工		式	1	(1pt)
後片付け		式	1	・20日間
制約条件	関係機関協議	―		警察協議(施工届け) 参画企業者協議
	路上工事抑制 (夏季)	―		7月下旬～8月中旬
	路上工事抑制 (年末年始)	―		12月下旬～1月上旬
	路上工事抑制 (年度末)	―		3月(1ヶ月間)



工期：工事の始期から477日間(ただし令和8年11月2日までに工事を開始すること)

工事着手にあたっての関係機関協議について、施工計画書を基とした協議資料作成は受注者が行い、協議は発注者が主体となって実施します。

【遠隔臨場に関する基礎調査様式】

●基本情報

工事名	
会社名	
担当者名	
連絡先	
アドレス	

●遠隔臨場を適用した項目

No.	適用種別 （選択）	工　種 （自由記述）	細　別 （自由記述）	確認時期 （自由記述）	確認項目 （自由記述）	適用理由 （自由記述）	その他意見 （自由記述）
記入例	段階確認	矢板工	鋼矢板	打込時	長さ	・検尺及び目視確認が可能だったため ・確認頻度が多くあり、現場作業の調整の効率化を図るために実施	

※行が不足する場合は、適宜行を追加願います。

●遠隔臨場を適用せず、従来の現場臨場とした項目

No.	適用種別 （選択）	工　種 （自由記述）	細　別 （自由記述）	確認時期 （自由記述）	確認項目 （自由記述）	適用理由 （自由記述）	その他意見 （自由記述）
記入例	段階確認	掘削工		土質の変化した時	土質、変化位置	・土(岩)質の確認は映像では困難のため	

※行が不足する場合は、適宜行を追加願います。

●遠隔臨場に使用した機器

No.	機器構成 （選択）	遠隔臨場システムの名称 （自由記述）	遠隔臨場システムのメーカー名 （自由記述）	監督職員ＰＣとのセキュリティ上の通信可否 （つながる or つながらない）
記入例	パッケージシステム	Generation-eye	（株）Atos	つながらない

※行が不足する場合は、適宜行を追加願います。

別紙様式－４

様式－６(1)　　年月日：令和○○年○○月○○日

Ｖ　Ｅ　提　案　書

分任支出負担行為担当官
甲府河川国道事務所長　殿

受注者
住所
氏名

工事請負契約書第１９条の２に基づきＶＥ提案書を提出いたします。

工事件名： 契約締結日：	連絡者 氏　名 ＴＥＬ ＦＡＸ

ＶＥ提案の概要

注）記入欄が不足する場合には、様式－６(1)の２として追記して下さい。なお、概算低減額は、提案を審査する上で参考とするものです。

番　号	項　目　内　容	概算低減額：千円
概　算　低　減　額　合　計		

別紙様式－５

様式－６(2)

番　号		項　目　内　容	

（１）設計図書の定める内容と、ＶＥ提案の内容の対比

【現状】 ---------- 略図等	【改善案】 ---------- 略図等

（２）提案理由

（３）ＶＥ提案の実施方法（材料仕様、施工要領等を記入）

（４）品質保証の証明（品質保証書の添付等）

（５）その他

別紙様式－６

様式－６(3)

番　　号		項目内容	

ＶＥ提案による概算低減額及び算出根拠

【 現　状 】				単位：千円		【 改善案 】				単位：千円		摘　　要
名　　称	規　格	単位	数　　量	単　価	金　　額	名　　称	規　格	単位	数　　量	単　価	金　　額	

別紙様式－７

様式－６(4)

番　号		項目内容	

（１）工業所有権等の排他的権利を含むＶＥ提案である場合、その取扱いに関する事項

（２）ＶＥ提案が採用された場合に留意すべき事項（提案内容の公表に係る所見等）

別紙様式－８

号
令和　　年　　月　　日

ＶＥ提案採否通知書

○　○　○　○　殿

支出負担行為担当官
○○地方整備局長　　印

特記仕様書「○　ＶＥ提案について」に基づき、令和　年　月　日付けで提出されま　したＶＥ提案に対する審査結果を下記のとおり通知します。

工事件名： 契約締結日：	ＶＥ提案項目数： 採用項目数： 不採用項目数：

ＶＥ提案に対する「採否」及びその理由

番　号	項　目　内　容	概算低減額：千円

（注）採否に関する問い合わせ先

別紙様式－９

様式－３３

年月日：

品　質　証　明　書

工事名　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

品　質　証　明　記　事				
品　質　証　明　事　項	実　施　日	箇　　所	品質証明員氏名　印	記　　事

社内検査した結果、工事請負工事請負契約書、図面、仕様書、その他関係図書に示された品質を確保していることを確認したので報告します。

受注者　住　所

氏　名

別紙－３

証明書

工事名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

受注業者：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

証　明　者：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

個人情報が記録された資料等について、廃棄又は消去したことを証明します。

※以下は、紙により提出する場合において、押印を省略する場合のみ記載すること。
連絡先は２以上記載すること。

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：＿＿＿＿＿＿＿＿
担当者（会社名・部署名・氏名）：＿＿＿＿＿＿＿＿
連絡先１：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
連絡先２：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（※証明者について
工事については、「現場代理人」又は「主任（監理）技術者」が行うものとする。
業務については、「管理技術者」が行うものとする。　　）

電力用管路材規格（φ１００，φ１３０）
（硬質塩化ﾋﾞﾆﾙ管、複合管、波付硬質合成樹脂管、強化可とう管）

項　目	要　求　性　能	
ｹｰﾌﾞﾙ導通性	突起等がなく、所要の内空が保たれており、電線の敷設及び撤去に支障とならないこと	
	導通試験	導通試験器（直管内径-2+0.5,-0mm、曲管内径-5+0.5,-0mmの球）が管路内を容易に通過できること。
	継手部導通試験	
	外観・構造試験	品質、外観、形状、寸法及び表示について点検
	静摩擦試験	最大０．９、平均０．８以下
強度	地中埋設時及び埋設後の車両等の重量、土圧等に対して長期にわたり所要の強度が確保出来ること	
	引張強度試験	規定なし
	圧縮強度試験	JIS C 3653を満足すること 塩化ビニル管　JIS K 6741 樹脂管　　JIS C 3653 附属書1又は3
	支圧強度試験	規定なし
	曲げ強度試験	規定なし
	扁平試験	２３℃±２℃で外径の１／２まで圧縮し、ワレ、ヒビを生じない。（JIS K 6741による）
水密性	管内に土砂、水等が侵入しないこと	
	水密性試験	外圧 50KPa {0.5kgf／cm²}　５分間
	気密性試験	ー
耐衝撃性	運搬、施工時等に受ける衝撃に対して所要の強度を有すること	
	耐衝撃性試験	ＪＩＳ Ａ ８９０２「ショベルおよびスコップ」に規程されたショベル丸型の刃先を供試管の管軸に直角に当て、緩衝材（ＣＲゴム：厚さ１０mm、硬度３５）を下面に貼りつけた１０ｋｇの錘を１３ｃｍの高さＨから自然落下させ供試管の山部および谷部をそれぞれ打撃する。 供試管の長さは約３０ｃｍとし、あらかじめ６０±２℃ならびに０±２℃の雰囲気の中で１時間以上状態調整したものを用い、すみやかに試験を行い、スコップ先端が管路内に露出しないこと。
耐久性	長期にわたり劣化しないこと	
	耐候性試験	規定なし
	耐薬品性試験	規定なし
	防水パッキンのゴムの強度、耐久性試験	JIS K 6380ゴムパッキン材質またはJIS K 6353水道用ゴムＩ類Ａ（ゴムの硬さ５０～６０）に適合すること。
耐震性		管路材の伸縮しろ長は管の引き抜きおよび押し込みを考慮し、管路材長の１／５０以上を確保する。 または、管路材の伸縮しろ長は管の引き抜きを考慮し、管路材長の１／１００以上を確保する。また、押し込みに対しては、管路材長の１／１００の長さを管軸方向に押し込んだときに継手に亀裂、その他有害な欠点が生じないこと。
耐燃性	不燃性または自消性のある難燃性であること	
	耐燃性試験	炎が自然に消えること。（JIS C 8430-1993による）
耐熱性	電線の発熱または周囲の土壌の温度の影響による温度変化によっても、所要の強度が確保出来ること	
	耐熱性試験	６０℃３時間加熱後、室温まで放冷し、変化率±１％以内
	ビカット軟化温度試験	塩化ビニル管　８０℃以上（JIS K 7206 B-50法による。） 樹脂管　　１１５℃以上（JIS K 6922-1）

電力用管路材規格（φ１００，φ１３０）
（鋼管、軽量鋼管）

項　目	要　求　性　能	
ｹｰﾌﾞﾙ導通性	突起等がなく、所要の内空が保たれており、電線の敷設及び撤去に支障とならないこと	
	導通試験	導通試験器（直管内径-2+0.5,-0㎜、曲管内径-5+0.5,-0㎜の球）が管路内を容易に通過できること。
	継手部導通試験	
	外観・構造試験	品質、外観、形状、寸法及び表示について点検。
	内面摩擦	最大０．９、平均０．８以下
強度	地中埋設時及び埋設後の車両等の重量、土圧等に対して長期にわたり所要の強度が確保出来ること	
	引張強度試験	290Ｎ／㎟以上（伸び、縦30%以上、横25%以上） （JIS G 3452、JIS Z 2241による）
	圧縮強度試験	規定荷重Ｐに対し亀裂等なく、たわみ量が2.5%以下 規定荷重Ｐ＝Ｆ×Ｌ×Ｓ （Ｆ：1.84×平均半径Ｒ、Ｌ：試験体の長さ、Ｓ：安全率＝３）
	支圧強度試験	規定なし
	曲げ強度試験	曲げ強度試験により規定荷重Ｐに対し異常がないこと。 Ｐ＝Ｗ×ｄ１×（（Ｌ１）＾2）／（６×Ｌ） （Ｗ：上載荷重＝6.94(tf/㎡)、ｄ１：試験体の外径(m)、 Ｌ１：規定の空洞幅＝2(m)、Ｌ：支持間隔＝1(m)
	継手部曲げ強度試験	同上
	せん断強度試験	規定なし
	扁平試験	外径の２／３まで扁平時、ワレ、傷を生じないこと。 （JIS G 3452による）
水密性	管内に土砂、水等が侵入しないこと	
	水密性試験	外圧０．５kgf／c㎡　５分間
耐衝撃性	運搬、施工時等に受ける衝撃に対して所要の強度を有すること	
	耐衝撃性試験	規定なし
耐久性	長期にわたり劣化しないこと	
	耐候性試験	規定なし
	溶融亜鉛メッキの付着量試験	肉厚４．５㎜の場合、付着量５５０g／㎡以上、 肉厚３．０㎜の場合、付着量４００g／㎡以上
	防水パッキンのゴムの強度、耐久性試験	JIS K 6380工業用ゴムパッキン材質による。
耐燃性	不燃性または自消性のある難燃性であること	
	耐燃性試験	規定なし
耐熱性	電線の発熱または周囲の土壌の温度の影響による温度変化によっても、所要の強度が確保出来ること	
	耐熱性試験	規定なし
	ビカット軟化点試験	規定なし

電力用管路材規格（φ１００，φ１３０）
（ポリエチレン被覆鋼管）

項　目	要　求　性　能	
ｹｰﾌﾞﾙ導通性	突起等がなく、所要の内空が保たれており、電線の敷設及び撤去に支障とならないこと	
	導通試験	導通試験器（直管内径-2+0.5,-0mm、曲管内径-5+0.5,-0mmの球）が管路内を容易に通過できること。
	継手部導通試験	
	外観・構造試験	品質、外観、形状、寸法及び表示について点検
	内面摩擦	最大０．９、平均０．８以下
強度	地中埋設時及び埋設後の車両等の重量、土圧等に対して長期にわたり所要の強度が確保出来ること	
	引張強度試験	290Ｎ／㎟以上（伸び、縦30%以上、横25%以上） （JIS G 3452、JIS Z 2241による）
	圧縮強度試験	規定荷重Ｐに対し亀裂等なく、たわみ量が２．５%以下 規定荷重Ｐ＝Ｆ×Ｌ×Ｓ （Ｆ：1.84×平均半径Ｒ、Ｌ：試験体の長さ、Ｓ：安全率＝３）
	支圧強度試験	規定なし
	曲げ強度試験	曲げ強度試験により規定荷重Ｐに対し異常がないこと。 Ｐ＝Ｗ×ｄ１×（（Ｌ１）＾2）／（６×Ｌ） （Ｗ：上載荷重＝6.94(tf/㎡)、ｄ１：試験体の外径(m)、 Ｌ１：規定の空洞幅＝2(m)、Ｌ：支持間隔＝1(m)
	継手部曲げ強度試験	同上
	せん断強度試験	規定なし
	扁平試験	外径の２／３まで扁平時、ワレ、傷を生じないこと。 （JIS G 3452による）
水密性	管内に土砂、水等が侵入しないこと。	
	水密性試験	外圧０．５kgf／c㎡　５分間
耐衝撃性	運搬、施工時等に受ける衝撃に対して所要の強度を有すること	
	耐衝撃性試験	規定なし
耐久性	長期にわたり劣化しないこと	
	耐候性試験	規定なし
	溶融亜鉛メッキの付着量試験	肉厚４．５mmの場合、付着量５５０g／㎡以上、 肉厚３．０mmの場合、付着量４００g／㎡以上
	防水パッキンのゴムの強度、耐久性試験	JIS K 6380工業用ゴムパッキン材質による。
	被覆厚さ試験	Ｐ１(ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ１層仕上げ)：被覆厚さ：２．０－０．４mm（※） Ｐ２(ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ２層仕上げ)：被覆厚さ：被覆：０．８－０．２mm（※） 包装：１．１－０．３mm（※） （JIS G 3469による） ※　：許容値は、－値のみ規定し、＋値は規定しないものとする ※２：Ｐ２に使用するﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝの外側の層
	ﾋﾟﾝﾎｰﾙ試験	ホリデーディレクターを用い、接触型の場合は、10,000～12,000Ｖ、非接触形の場合は20,000～40,000Ｖの電圧をかけて、ピンホールの有無を確認する （JIS G 3469による）
	ﾋﾟｰﾙ強度試験	Ｐ１の被覆された鋼管において、ピール強度試験により、３５Ｎ／１０mm（３．５７kgf／１０mm）幅以上であること。 （JIS G 3469による）
耐燃性	不燃性または自消性のある難燃性であること	
	耐燃性試験	規定なし
耐熱性	電線の発熱または周囲の土壌の温度の影響による温度変化によっても、所要の強度が確保出来ること	
	耐熱性試験	規定なし
	ビカット軟化点試験	規定なし

電力用管路材規格（φ１００，φ１３０）
（合成樹脂製・陶製・ｺﾝｸﾘｰﾄ製多孔管）

項　目	要　求　性　能	
ｹｰﾌﾞﾙ導通性	突起等がなく、所要の内空が保たれており、電線の敷設及び撤去に支障とならないこと	
	導通試験	導通試験器（直管内径-2+0.5,-0mm、曲管内径-5+0.5,-0mmの球）が管路内を容易に通過できること。
	継手部導通試験	
	外観・構造試験	品質、外観、形状、寸法及び表示について点検
	内面摩擦	最大０．９、平均０．８以下
強度	地中埋設時及び埋設後の車両等の重量、土圧等に対して長期にわたり所要の強度が確保出来ること	
	引張強度試験	規定なし
	圧縮強度試験	圧縮強度：３９２０N／cm²以上
	支圧強度試験	ひび割れ荷重：１１７．７２KN以上
	曲げ強度試験	ひび割れモーメント：９．８１KN･m以上
	継手部曲げ強度試験	同上
	せん断強度試験	継手部せん断破壊荷重：１６．６８KN以上
	扁平試験	規定なし
水密性	管内に土砂、水等が侵入しないこと	
	水密性試験	外圧０．５kgf／cm²　５分間
耐衝撃性	運搬、施工時等に受ける衝撃に対して所要の強度を有すること	
	耐衝撃性試験	規定なし
耐久性	長期にわたり劣化しないこと。	
	耐候性試験	規定なし
	溶融亜鉛メッキの付着量試験	規定なし
	防水パッキンのゴムの強度、耐久性試験	JIS K 6380工業用ゴムパッキン材質による。
耐燃性	不燃性または自消性のある難燃性であること	
	耐燃性試験	規定なし
耐熱性	電線の発熱または周囲の土壌の温度の影響による温度変化によっても、所要の強度が確保出来ること	
	耐熱性試験	規定なし
	ビカット軟化点試験	規定なし

通信用管路材規格（φ１００，φ１５０）
（硬質塩化ﾋﾞﾆﾙ管、複合管、合成樹脂管、強化可とう管、鋼管・軽量鋼管、合成樹脂製・陶製・ｺﾝｸﾘｰﾄ製多孔管）

項　目	要　求　性　能	
ｹｰﾌﾞﾙ導通性	突起等がなく、所要の内空が保たれており、電線の敷設及び撤去に支障とならないこと	
	導通試験	導通試験器（直管内径-2+0.5,-0mm、曲管内径-5+0.5,-0mmの球）が管路内を容易に通過できること。
	継手部導通試験	
	外観・構造試験	規定なし
	静摩擦試験	規定なし
強度	地中埋設時及び埋設後の車両等の重量、土圧等に対して長期にわたり所要の強度が確保出来ること	
	引張強度試験	23℃における引張強度 45MPa｛460kgf／㎠｝以上。（JIS K 6741による）
	圧縮強度試験	規定なし
	支圧強度試験	規定なし
	曲げ強度試験	規定なし
	扁平試験	２３℃±２℃で管の扁平が外径の１／２になった時に、ワレ、ヒビがないこと。（JIS K 6741、JIS C 8430による）
水密性	管内に土砂、水等が侵入しないこと	
	水密性試験	規定なし
	気密性試験	管接合部に所定の気圧（－３９kPa（－０．４kgf／㎠））を２０分間加えたとき漏れのないこと（JIS K 6741による）
耐衝撃性	運搬、施工時等に受ける衝撃に対して所要の強度を有すること	
	耐衝撃性試験	規定なし
耐久性	長期にわたり劣化しないこと	
	耐候性試験	規定なし
	耐薬品性試験	酸・アルカリ等による浸せき試験の結果、試験後の質量変化量が±０．２mg／cm以下であること（JIS K 6741-1999による）
	防水パッキンのゴムの強度、耐久性試験	JIS K 6380ゴムパッキン材質またはJIS K 6353水道用ゴムⅠ類Ａ（ゴムの硬さ５０～６０）に適合すること。
耐震性		管路材の伸縮しろ長は管の引き抜きおよび押し込みを考慮し、管路材長の１／５０以上を確保する。
耐燃性	不燃性または自消性のある難燃性であること	
	耐燃性試験	炎が自然に消えること。（JIS C 8430-1993による）
耐熱性	電線の発熱または周囲の土壌の温度の影響による温度変化によっても、所要の強度が確保出来ること	
	耐熱性試験	規定なし
	ビカット軟化温度試験	ビカット軟化温度試験７６℃以上（JIS K 7206 試験荷重：B-50法）

通信用管路材規格（φ７５）
（硬質塩化ﾋﾞﾆﾙ管、複合管、合成樹脂管、強化可とう管、鋼管・軽量鋼管、合成樹脂製・陶製・ｺﾝｸﾘｰﾄ製多孔管）

項　目	要　求　性　能	
ｹｰﾌﾞﾙ導通性	突起等がなく、所要の内空が保たれており、電線の敷設及び撤去に支障とならないこと	
	導通試験	導通試験器（直管内径-2+0.5,-0mm、曲管内径-5+0.5,-0mmの球）が管路内を容易に通過できること。
	継手部導通試験	
	外観・構造試験	規定なし
	静摩擦試験	規定なし
強度	地中埋設時及び埋設後の車両等の重量、土圧等に対して長期にわたり所要の強度が確保出来ること	
	引張強度試験	23℃における引張強度 47.1MPa｛480kgf／cm²｝以上。 （JIS K 6741による）
	圧縮強度試験	規定なし
	支圧強度試験	規定なし
	曲げ強度試験	規定なし
	扁平試験	２３℃±２℃で管の扁平が外径の１／２になった時の圧縮荷重が２４５０Ｎ（２５０kgf）以上であり、試験後荷重を除去時に試験片の内外面にヒビ、ワレ等を生じないこと （JIS K 6741、JIS C 8430による）
水密性	管内に土砂、水等が侵入しないこと	
	水密性試験	規定なし
	気密性試験	管接合部に所定の気圧（２９４及び－７８kPa（３．０及び－０．８kgf／cm²））を２０分間加えたとき漏れのないこと （JIS K 6741による）
耐衝撃性	運搬、施工時等に受ける衝撃に対して所要の強度を有すること	
	耐衝撃性試験	衝撃試験（重錘２５．８kgを規定の高さ、管体部１５０ｃｍ、継ぎ手部６０ｃｍから落下させる）結果、試験片が分離、亀裂を生じない。
耐久性	長期にわたり劣化しないこと	
	耐候性試験	規定なし
	耐薬品性試験	酸・アルカリ等による浸せき試験の結果、試験後の質量変化量が±０．２mg／cm以下であること （JIS K 6741-1999による）
	防水パッキンのゴムの強度、耐久性試験	JIS K 6380ゴムパッキン材質またはJIS K 6353水道用ゴムＩ類Ａ（ゴムの硬さ５０～６０）に適合すること。
耐震性		管路材の伸縮しろ長は管の引き抜きおよび押し込みを考慮し、管路材長の１／５０以上を確保する。
耐燃性	不燃性または自消性のある難燃性であること	
	耐燃性試験	炎が自然に消えること。（JIS C 8430-1993による）
耐熱性	電線の発熱または周囲の土壌の温度の影響による温度変化によっても、所要の強度が確保出来ること	
	耐熱性試験	規定なし
	ビカット軟化温度試験	ビカット軟化温度試験８５℃以上 （JIS K 7206 試験荷重：A-50法）

通信用管路材規格（φ５０）
（硬質塩化ﾋﾞﾆﾙ管、複合管、合成樹脂管、強化可とう管、鋼管・軽量鋼管、合成樹脂製・陶製・ｺﾝｸﾘｰﾄ製多孔管）

項　目	要　求　性　能	
ｹｰﾌﾞﾙ導通性	突起等がなく、所要の内空が保たれており、電線の敷設及び撤去に支障とならないこと	
	導通試験	導通試験器（直管内径-2+0.5,-0mm、曲管内径-5+0.5,-0mmの球）が管路内を容易に通過できること。
	継手部導通試験	
	外観・構造試験	規定なし
	静摩擦試験	規定なし
強度	地中埋設時及び埋設後の車両等の重量、土圧等に対して長期にわたり所要の強度が確保出来ること	
	引張強度試験	23℃における引張強度 47.1MPa〔480kgf／cm²〕以上。 （JIS K 6741による）
	圧縮強度試験	規定なし
	支圧強度試験	規定なし
	曲げ強度試験	規定なし
	扁平試験	２３℃±２℃で試験片が割れることなく内面が接触するまで加圧し、最大荷重を求めた結果、ワレが生じることなく、かつ、２５５０N（２６０kgf）以上であること （JIS K 6741、JIS C 8430による）
水密性	管内に土砂、水等が侵入しないこと	
	水密性試験	規定なし
	気密性試験	管接合部に所定の気圧（－３９kPa（－０．４kgf／cm²））を２０分間加えたとき漏れのないこと（JIS K 6741による）
耐衝撃性	運搬、施工時等に受ける衝撃に対して所要の強度を有すること	
	耐衝撃性試験	規定なし
耐久性	長期にわたり劣化しないこと	
	耐候性試験	規定なし
	耐薬品性試験	酸・アルカリ等による浸せき試験の結果、試験後の質量変化量が±０．２mg／cm以下であること （JIS K 6741-1999による）
	防水パッキンのゴムの強度、耐久性試験	JIS K 6380ゴムパッキン材質またはJIS K 6353水道用ゴムＩ類Ａ（ゴムの硬さ５０～６０）に適合すること。
耐震性		管路材の伸縮しろ長は管の引き抜きおよび押し込みを考慮し、管路材長の１／５０以上を確保する。
耐燃性	不燃性または自消性のある難燃性であること	
	耐燃性試験	炎が自然に消えること。（JIS C 8430-1993による）
耐熱性	電線の発熱または周囲の土壌の温度の影響による温度変化によっても、所要の強度が確保出来ること	
	耐熱性試験	規定なし
	ビカット軟化温度試験	ビカット軟化温度試験８５℃以上 （JIS K 7206 試験荷重：A-50法）

さや管(電力・情報通信・放送用)〔φ30，35，50，100〕

項　目	要　求　性　能	
ケーブル導通性	突起等がなく、所要の内空が保たれており、電線の敷設及び撤去に支障とならないこと	
	外観・構造試験	品質，外観，形状，寸法及び表示について点検。
強度	地中埋設時及び埋設後の車両等の重量、土圧等に対して長期にわたり所要の強度が確保出来ること	
	引張強度試験	23℃における引張強度 45MPa{460kgf／cm²}以上。 (JIS K 6741による) 曲線部用可とうさや管は23℃における引張強度30.4 MPa以上。
耐燃性	不燃性または自消性のある難燃性であること。	
	耐燃性試験	炎が自然に消えること。 (JIS C 8430－1993による)

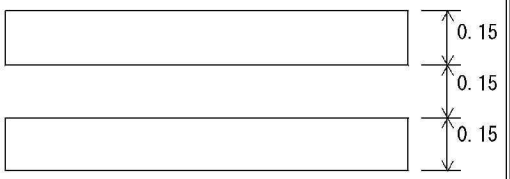
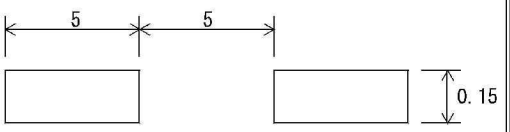
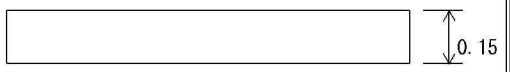
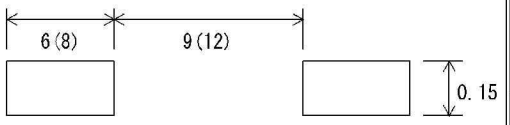
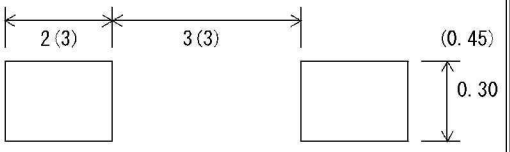
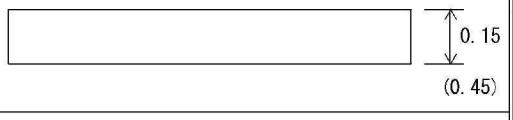
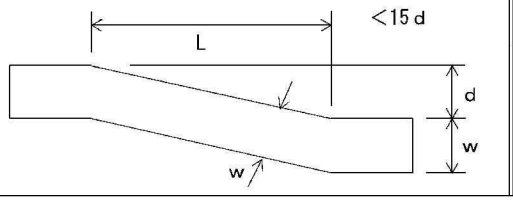
共用FA系管路(共用FA管およびボディ管)〔φ150，200，250〕

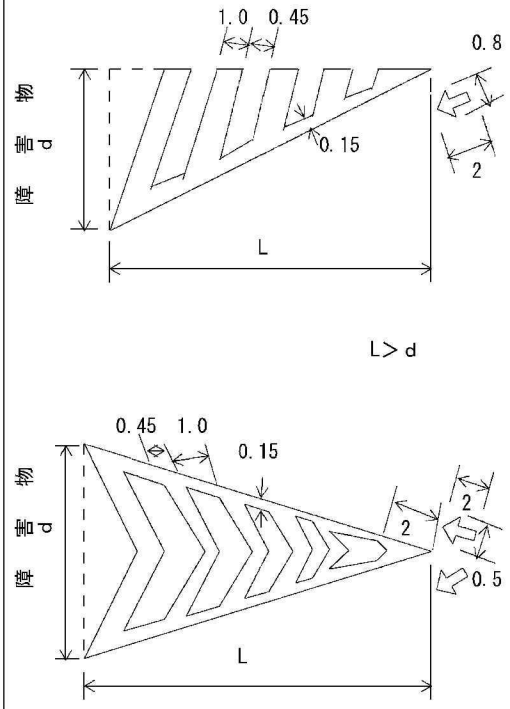
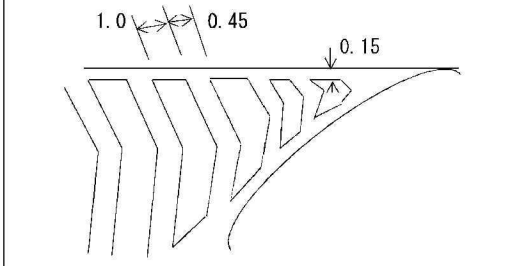
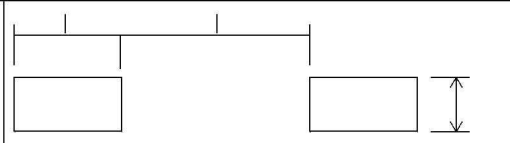
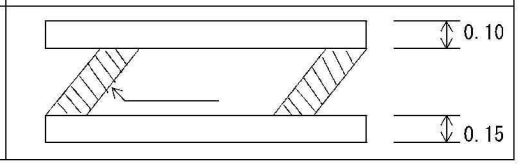
項　目	要　求　性　能	
形状	通信管路材に適した形状であること。	
	外観・構造試験	品質，外観，形状，寸法及び表示について規定の項目を満足する。
強度	地中埋設時及び埋設後の車両等の重量、土圧等に対して長期にわたり所要の強度が確保出来ること	
	引張強度試験	23℃における引張強度45MPa(460kgf／cm²)以上　(JIS K 6741による)
	圧縮強度試験	規定の荷重を加えたとき，亀裂，その他有害な欠点が発生しないこと，また，外径のたわみ率が2.5%以下であること。 (規定荷重P)P＝66．6＊R＊L(kN/m) R:管の肉厚中心半径(m)、L:試験体長(m)
	曲げ強度	規定の荷重を加えたとき，たわみ量が50㎜以下であること。 (規定荷重P)φ150:2.82kN，φ200:3.69kN，φ250:4.57kN
	へん平試験	23±2℃で管のへん平量が外径の1/2になるまで圧縮し試験荷重除去時に試験片の内外面にヒビ，ワレ等を生じないこと。 (JIS K 6741による。)
水密性	管内に土砂，水等が侵入しないこと。	
	気密性試験	管接合部に所定の気圧(－39kPa)を20分加えたとき漏れのないこと。
	水密性試験	規定なし
耐衝撃性	運搬，施工等に受ける衝撃に対して所要の強度を有すること。	
	耐衝撃性試験	147 Nの重錘を高さ50cmから落下させたとき，先端部が試験体を貫通したり，分離，亀裂を生じない。
耐久性	長期にわたり劣化しないこと。	
	耐薬品性試験	酸・アルカリ等による浸せき試験の結果，試験後の質量変化量が±0.2mg/cm²以下であること。 (JIS K 6741－1999による。)
	防水パッキンのゴムの強度，耐久性	JIS K6353-1997水道用ゴムに規定するⅠ類Aの物性に適合すること。
耐震性， 不等沈下	継手部は地震時のひずみ量(1/100)を吸収する構造とする。	
耐燃性	不燃性または自消性のある難燃性であること。	
	耐燃性試験	炎が自然に消えること。 (JIS C 8430－1993による)
耐熱性	周囲の土壌の温度の影響による温度変化によっても，所要の強度が確保出来ること。	
	ビカット軟化温度試験	76℃以上。 (JIS K 6741による。)

別紙－５

区画線設置様式（例）

（単位：ｍ）

区分		幅・長さ・間隔
車道中央線（101）	実線１本	
	実線２本	
	破線	
車線境界線（102）	実線	
	破線	
	登坂加減速バス停	
車外側道線（103）		
車道幅員変更（105）		

区分	幅・長さ・間隔
路上障害物近（106）	
導流帯（107）	
路上駐車場（108）	
分離帯 チャッタバー	

（　）内は自動車専用道路に適用

＜表 面＞

管理番号

建設発生土データシート（A）

※本データシートは土砂の成分等を明示するものであり、元方事業者の責任において作成して下さい。
※登録ストックヤード利用及び最終搬出先への埋立てに必要な書類となります。

作成日　令和　年　月　日　　記入者

1	元方事業者	名称		所属			
		所在地	〒	担当者		TEL	
						FAX	
		工事名		工期			
		工事場所					
2	荷姿	□容器　（　　）□車両　（　　）□その他（　　）					
3	排出頻度 数量	頻度（スポット・継続予定） （　　）m3・t・台 ／ 年・月・週・日					
4	発生元の 工事概要	□公共工事　□民間工事 □500m3未満　□500m3以上　□3000m3以上 ※ 民間工事で500m3未満、最終搬出先までの確認を必要としない方は、別シートとなります。					
5	発生工程の 概要	□建設汚泥以外の土砂　□地山掘削により生じる掘削物 □浚渫土　□根株等が含まれたままの剥ぎ取り表土 □セメントや石灰を混合し化学的安定処理した改良土 ※ 浚渫土、表土、改良土はストックヤードに搬入できません。別途、ご案内させていただけます。					
6	搬出先の 確認 □ 結果票添付	□資源有効利用促進法 □土壌汚染対策法　□盛土規制法 ※再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票					
7	発生元の 工事情報 □ 契約書添付 □ 地図添付	・発注者と工事請負者との間の契約書の写し （金額はマスキング処理・注文書等でも可） ・土砂採取場所についての情報					
8	発生土量の 根拠情報 □ 設計書添付	・工事設計書の写し等 ・土量計算書、平面図、横断図等					
9	発生土区分の 根拠情報 □ 報告書添付	・コーン指数及び土砂の性状観察等から建設工事発生土区分を決定した土質試験報告書 □ コーン指数試験　□ 粒度試験　□ 採掘状況写真 ※ 第4種建設発生土、泥土は搬入できません。					
10	土壌環境基準 溶出試験28項目 含有試験2項目 □ 分析表添付	※以下の特定有害物質が**混入していない**ことを確認願います。 **・搬入前に1回、5000m3を超える都度**、分析が必要になります。 カドミウム　全シアン　有機燐　鉛 六価クロム　砒素　総水銀　アルキル水銀 PCB　ジクロロメタン　四塩化炭素　クロロエチレン 1,2-ジクロロエタン　1,1-ジクロロエチレン　1,2-ジクロロエチレン　1,1,1-トリクロロエタン 1,1,2-トリクロロエタン　トリクロロエチレン　テトラクロロエチレン　1,3-ジクロロプロペン チウラム　シマジン　チオベンカルブ　ベンゼン セレン　ふっ素　ほう素　1,4-ジオキサン 含有試験項目　銅（Cu）　砒素（As）					
11	土壌汚染対策法 法対象外の汚染 された土壌	※以下の有害物質が**混入していない**ことを確認願います。（混入していない場合は✓） □ ダイオキシン類汚染土壌 特定施設を設置している土地又は過去に特定施設やその他のダイオキシン類を発生させるおそれがある施設が存在していた土地 、廃棄物等（ダイオキシン類による汚染のおそれが考えられる廃棄物等）が埋設されている土地等で土地の形質の変更を行う工事ではないか □ 鉱油類の混じった土壌 油を取り扱ってる事業者（ガソリンスタンド、油槽所、機械・金属工場、自動車整備工場、化学工場等）の事業用に供している土地等で土地の形質の変更を行う工事ではないか □ 事故由来放射性物質に汚染された土壌等 放射性物質汚染対処特措法に基づき、環境大臣が指定した地域ではないか □ ラジオアイソトープを含む土砂 RI廃棄物を取り扱う事業所等によって発生していないか □ 自然的原因により環境汚染物質が含まれる岩石等 自然由来の重金属等を含む岩石・土壌あるいはそれらの混合物である自然由来重金属等含有土ではないか （土壌汚染対策法の有害物質（重金属等）のうち、シアン化合物を除く8物質の重金属） □ 温泉 温泉周辺の土ではないか（自然の状態で重金属等が多く含まれる可能性）					

＜裏 面＞

12	廃棄物処理法	※以下の廃棄物が**混入していない**ことを確認願います。（混入していない場合は✓） ※廃棄物混じり土、砕石混じり土、分別土、管理分別土はストックヤードに搬入できません。 廃棄物の混じった土砂は、「総体として廃棄物」として取り扱っています。 ※建設汚泥（産業廃棄物）と土砂との判別をお願います。 □産業廃棄物　□一般廃棄物（産業廃棄物以外の廃棄物） □燃え殻　□汚泥　□廃油　□廃酸 □廃アルカリ　□廃プラスチック類　□ゴムくず　□金属くず □ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず　□鉱さい　□がれき類 □ばいじん　□紙くず　□木くず　□繊維くず □動植物性残さ　□動物系固形不要物　□動物のふん尿　□動物の死体 □政令第13号廃棄物(上記1から19の産業廃棄物を処理したもので、1から19に該当しないもの) □石綿含有産業廃棄物　□水銀使用製品産業廃棄物　□水銀含有ばいじん等 □感染性廃棄物　□PCB等　□廃水銀等　□廃石綿等 ストックヤードに搬入できない廃棄物は、別途、ご案内させていただけます。
13	特別注意事項 （ 有 ・ 無 ） その他の情報	※取り扱う際に必要と考えられる注意事項を記載

【処理フロー】

【ストック】※再び搬出することを目的に、外部から搬入された土砂を一時的に堆積する

登録ストックヤード → ストック → 再搬出 → 最終搬出先　盛土材として再利用

【リサイクル】※大型ふるい機を使用したスクリーン工法により、選別や雑物除去、粒度調整し再利用する
アンダー材(再利用土)、オーバー材（自然石）、中間材の3種類の製品にふるい分けする
※土砂を再び搬出しないことを前提とした処分場ではなく、再利用する処分場

登録ストックヤード → 処分（ふるい分け）
- → 再利用土 → 最終搬出先　盛土材として販売
- → 自然石 → 再搬出 → 最終搬出先
- → 二次ふるい → 破砕 → ↓
 - → 再利用土 → 最終搬出先
 - → 混入物 → 最終処分場の覆土材

【最終搬出先 ※最終搬出先(当該搬出先から更に他の搬出先へ搬出されることが無い)を限定していない
※再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票に則し、登録ストックヤードが搬出

登録ストックヤード → 確認結果
- → 盛土許可等 → ●●●● ＝ 最終搬出先
- → 他法令許可等 → ■■■■ ＝ 最終搬出先
- → 別途理由 → ▲▲▲▲

「埋立てについて」
登録ストックヤードに搬出した場合は、当該ストックヤード運営事業者が最終搬出先まで確認することが義務づけられますので、元請業者による確認は不要となります。
最終搬出先の土地所有者等には、「受領書交付」に際し、盛土(埋立て)の技術的な安全性以外に、環境の観点から土壌の安全性への信頼を高める必要があります。搬入される土砂の基準の順守、手続き等にお手数をおかけしますが、その旨、ご承知おきください。

【ご利用案内】　※事前に富士河口湖リサイクルプラントにお問い合わせ下さい。TEL：0555-73-3344
再利用土の販売状況や土の堆積量、最終搬出先の確保状況等により、搬入できない場合があります。
お問い合わせのない場合、店頭でお断りすることがあります。

＜元方事業者及びストックヤード業者内容確認欄＞

No.	内容確認日時	元方事業者担当者	ｽﾄｯｸﾔｰﾄﾞ担当者	備考

＜変更履歴＞

No.	変更日時	元方事業者担当者	ｽﾄｯｸﾔｰﾄﾞ担当者	変更内容

様式作成　株式会社土手影建設

別紙様式－１０

建設発生土搬出のお知らせ

令和　　年　　月　　日

殿

会　社　名：
現場代理人名：

下記のとおり、貴区市町村内への受入れ先に建設発生土を搬出いたしますので、お知らせいたします。

工　事　件　名	
工　事　場　所	
工　事　概　要	
工事発注機関名	
工事監督職員又は担当者名 連絡先機関・電話番号	
	ＴＥＬ：

工事受注業者名	
担当者名・電話番号	氏名：　　ＴＥＬ：
建設発生土の運搬業者	
建設発生土の受入先名等	
住所	
建設発生土の運搬経路	（別添図面の通り）
建設発生土の搬出時期	令和　　年　　月　　日 ～ 令和　　年　　月　　日
建設発生土の土質、土量	土質：　　搬出量：　　m3

別紙様式－１０

＜記入例＞

（別紙）

建設発生土搬出のお知らせ

令和 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日

○○○○部　○○○○課　　殿

会　社　名：○○○○建設㈱
現場代理人名：○○　○○○

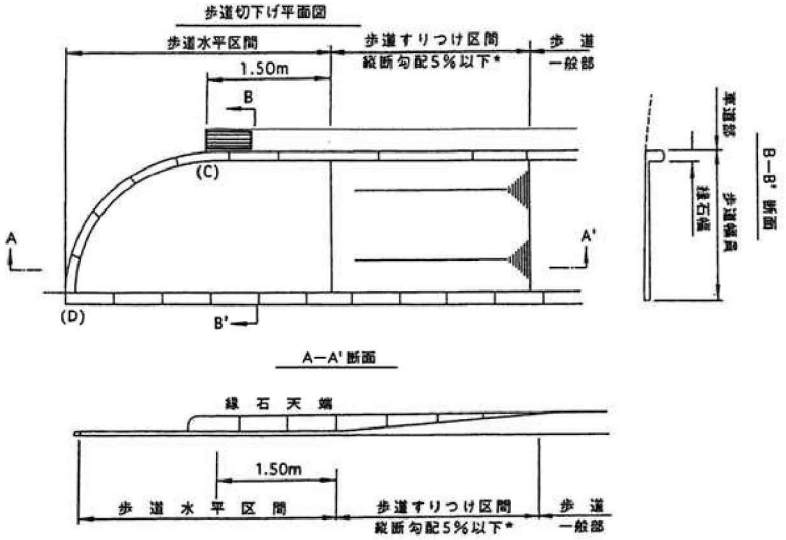
下記のとおり、貴区市町村内への受入れ先に建設発生土を搬出いたしますので、お知らせいたします。

工事件名	○○○○○○○○○○○工事
工事場所	○○県○○市○○地先
工事概要	土工○○○m3、舗装工○○○m2、法面工○○○m2、仮設工１式 搬出：発生土○○○m3、 搬入：ＡＳ合材○○○ﾄﾝ、砕石○○○m3、
工事発注機関名 工事監督職員又は担当者名 連絡先機関・電話番号	国土交通省　関東地方整備局　○○事務所 主任監督員○○○○○、監督員○○○○○、 ○○事務所○○出張所　ＴＥＬ：○○○○-○○-○○○○

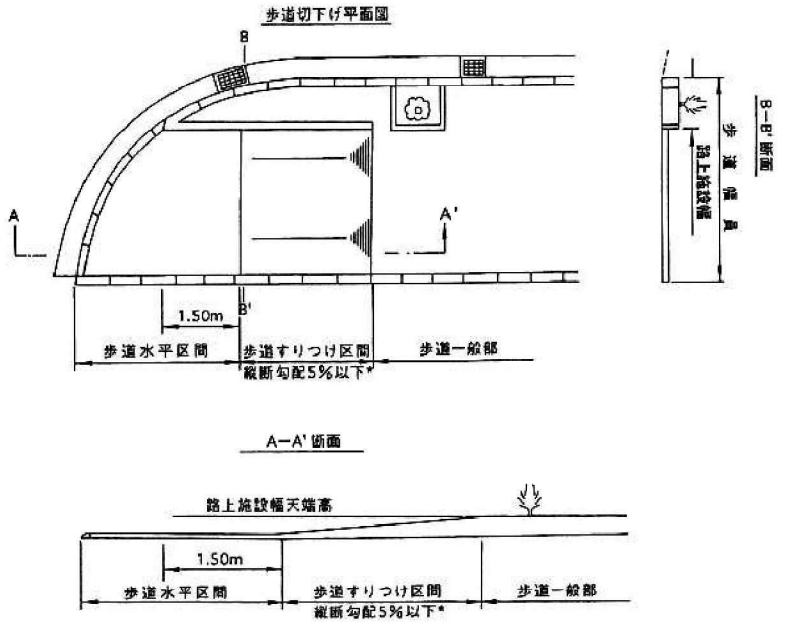
工事受注業者名	○○○○建設㈱
担当者名・電話番号	氏名：○○○○○　　ＴＥＬ：○○○○-○○-○○○○
建設発生土の運搬業者	○○○○興業㈱
建設発生土の受入先名等	○○○○土地改良事業
住所	○○県○○市○○番地
建設発生土の運搬経路	（別添図面の通り）
建設発生土の搬出時期	令和　○ 年 ○○月 ○○日 ～ 令和 ○ 年 ○○月 ○○ 日
建設発生土の土質、土量	土質：砂質土　　搬出量：　○○○　　m3

別添－１－１

I.横断歩道箇所等における車道とのすりつけ部

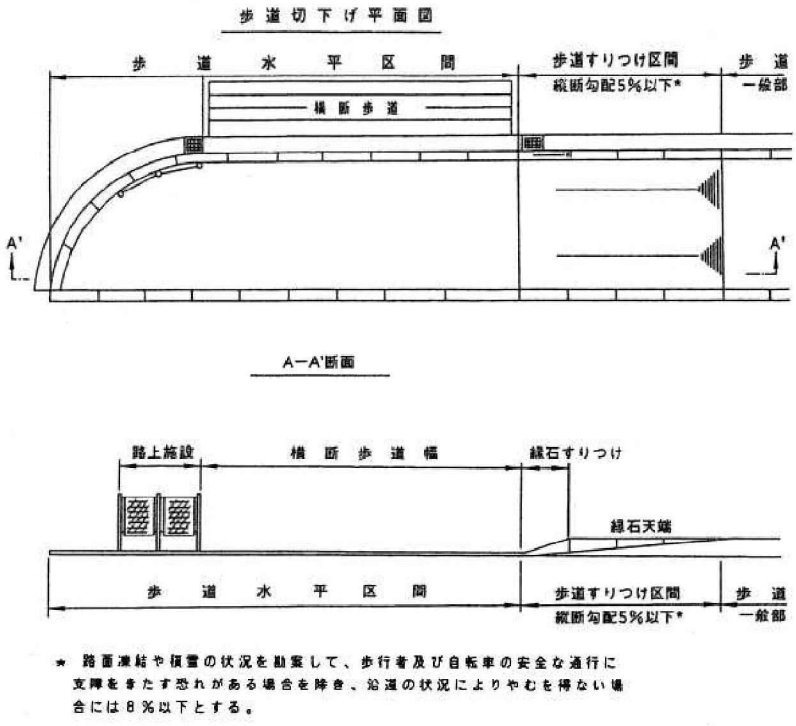


参考図I-1 歩道等の巻込み部における構造(歩道等の幅員が狭い場合)

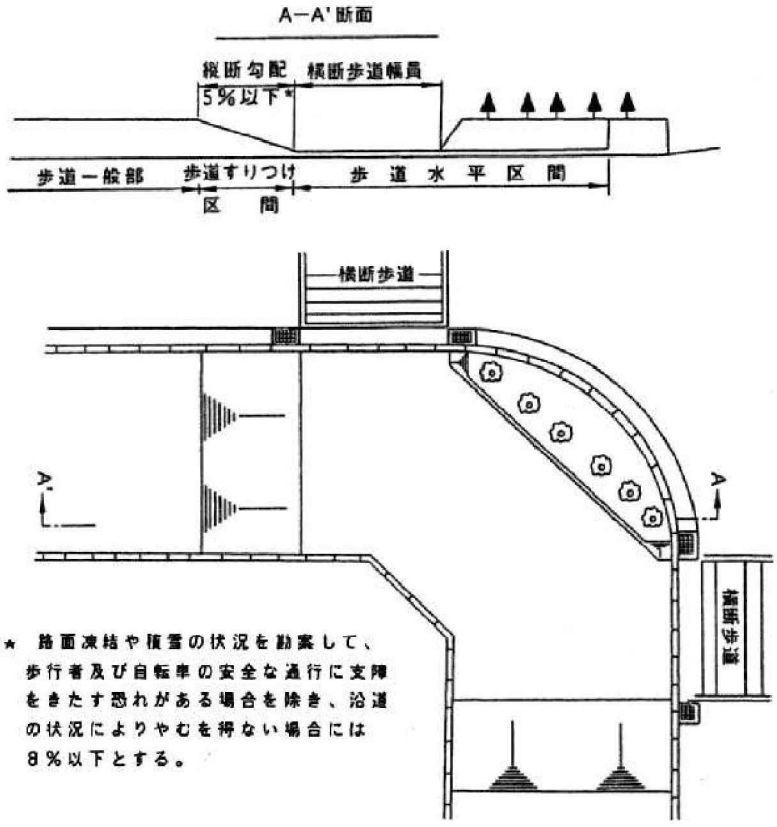


参考図I-2 同上(歩道等の幅員が広い場合)

別添－１－２

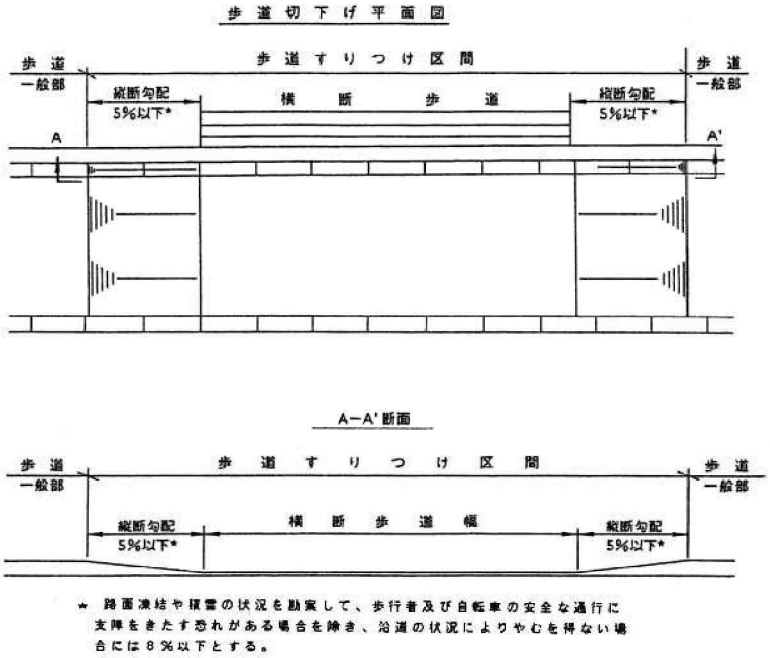


参考図 I-3 横断歩道箇所における構造

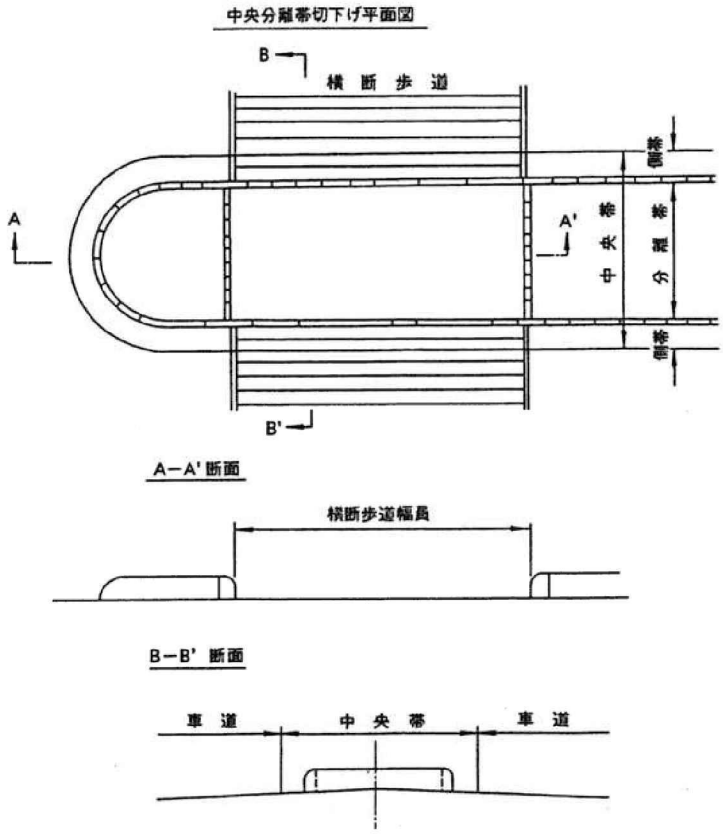


参考図 I-4 同上（交差点に横断歩道がある場合）

別添－１－３



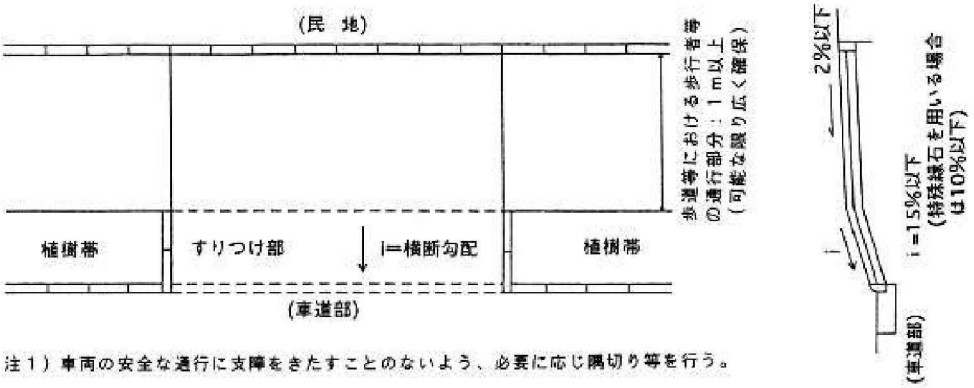
参考図 I-5 同上（交差点以外に横断歩道がある場合）



参考図 I-6 同上（中央分離帯等がある場合）

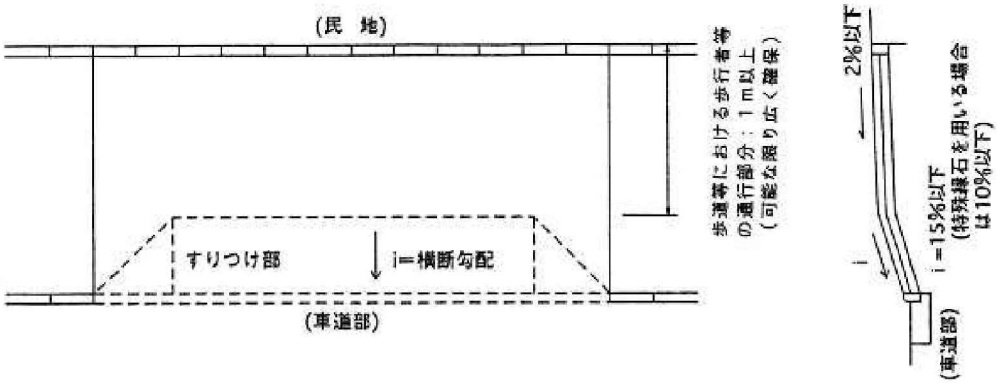
別添－１－４

II.車両乗入れ部

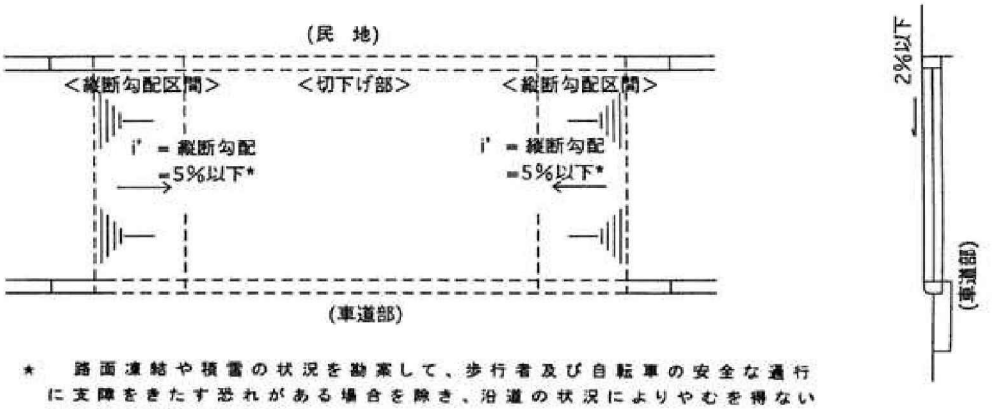


注１）車両の安全な通行に支障をきたすことのないよう、必要に応じ隅切り等を行う。

参考図 II-1 植樹帯等の幅員内ですりつけを行う構造



参考図 II-2 歩道等内においてすりつけを行う構造



★　路面凍結や積雪の状況を勘案して、歩行者及び自転車の安全な通行に支障をきたす恐れがある場合を除き、沿道の状況によりやむを得ない場合には８％以下とする。

参考図 II-3 歩道等の全面切下げを行う構造

「歩道における段差及び勾配等に関する基準」

URL:http://www.mlit.go.jp/road/press/press0/990910c.html